

監査公表第3号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成30年4月3日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
総務部
(1) 税務課
(2) 契約検査課、防災安全課
(3) 行政課、財政課、情報システム課
(1)～(3) 鳳来総合支所地域課・作手総合支所地域課の総務部関係事務

第3 監査に当たった監査委員
近藤 隆
滝川健司（平成29年11月21日から。同月12日までは鈴木達雄。）

第4 監査の期間
(1) 平成29年10月16日～平成30年4月2日
(2) 平成29年12月1日～平成30年4月2日
(3) 平成29年12月18日～平成30年4月2日

第5 監査の方法
平成29年度の監査実施計画に基づき上記部局に係る今年度実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

総務部

【行政課、鳳来総合支所地域課、作手総合支所地域課】

指摘事項

自動車管理台帳について、台帳情報を最新のものに更新記載していないものがあつたので、改められたい。

意見

公共バス運行事業に係る業務委託契約については、長期継続契約と単年度契約とがあつた。業務の性格上、長期継続契約によることが望ましいと思慮されるので、契約方法について検討されたい。

【財政課、鳳来総合支所地域課、作手総合支所地域課】

意見

- 1 公有財産として多くの土地・建物を管理しており、それぞれに取得・管理に至る経緯があるものと理解するが、特に不要不急な土地・建物については、次世代に負の資産として引き継ぐことがないようにするため、関係する部署、地区等とも調整を図り、整理等について検討されたい。
- 2 土地建物貸借契約の見直しについては、平成27年8月21日付け新財4・1・2で総務部長から各所属長宛てに依頼されたところであるが、監査に当たり各課室から提出のあつた調書を見る限り、見直しのされていないものが散見された。見直しに係る事務が適切に行われるよう、指導等に配慮されたい。

【契約検査課】

意見

随意契約事務については、「契約事務の手引」や「随意契約適正執行のための指針」の作成、改訂とともに、説明会開催等の職員への周知により、適正な契約事務が行われるようになってきているが、一部の課室においては随意契約理由等の記載に不備なものも散見された。適正な契約事務となるよう、指導等にも配慮されたい。

【税務課、鳳来総合支所地域課、作手総合支所地域課】

意見

「税」については、法令等に基づき適正な賦課、徴収に当たられるとともに、引き続き確実な収納に尽力されたい。

【情報システム課】

意見

- 1 情報事故については人的理由によることが多く、一度事故が発生すると、市の信用の失墜とともにその損失は計り知れないものとなる。市、市民の大切な

情報を保護するため、情報セキュリティ対策の向上、職員に対する教育、意識の向上等に引き続き努められたい。

- 2 情報基盤整備事業として敷設した光ファイバーケーブルについては、敷設後の経年により保守費用の増加が見込まれることから、計画的な維持管理に努められたい。

【防災安全課、鳳来総合支所地域課、作手総合支所地域課】

指摘事項

防災資機材管理台帳について、記載する資機材に不備なものがあつたので、その解消に向け対応されたい。また、備蓄食糧の更新に当たっては、単年度に集中することのないよう平準化に努められたい。

意見

防災学習ホールは、市民の防災に関する知識及び技術の向上並びに防災意識の高揚を図るため設置されたものであるが、施設設置以後、その展示については更新がなされていない。近年の地震、風水害等の災害を考慮したもの、身近な災害への備えも必要と思われるので、展示内容の更新等について検討されたい。